

## 台東区区内労働者からの公益通報に関する要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、区内労働者が台東区（以下「区」という。）に対して行う公益通報（公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公益通報をいう。以下同じ。）について、必要な事項を定めるものである。

### (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区内労働者 法第2条第1項各号に掲げる者であって、通報対象事実に関係する区内の事業者（以下「当該事業者」という。）に役務を提供するもの（当該通報の日前1年以内に役務を提供していたものを含む。）をいう。
- (2) 公益通報者 公益通報を行った区内労働者をいう。
- (3) 関係法令 法第2条第3項第1号に規定する法令をいう。
- (4) 行政機関 法第2条第4項に規定する行政機関をいう。

### (受 付)

第3条 区は、区内労働者が行う公益通報若しくは相談を総合的に受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

- 2 通報窓口は、総務部総務課に設置する。ただし、関係法令に基づく処分・勧告等を行う権限を有する部署（以下「関係所管課」という。）においても通報の受付を行うことができる。
- 3 公益通報は、原則として文書又は電話により受け付けるものとする。
- 4 区は、公益通報の要件を満たさない通報で、法令違反に係るものがあつたときは、通報内容に応じ適切な対応を図るものとする。
- 5 区に対して行われた公益通報に係る通報対象事実について、区が処分又は勧告等を行う権限を有しないときは、区は、法第14条の規定により、当該公益通報者に対し、当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する行政機関を教示しなければならない。
- 6 公益通報は、原則として実名により行わなければならない。

### (調 査)

第4条 区は通報窓口において公益通報を受け付けたときは、速やかに関係所管課に通報内容を引き継ぎ、関係所管課は、必要な調査を行うものとする。

- 2 関係所管課は、前項に定める調査の実施にあたっては、公益通報者の秘密保持のため、公益通報者が特定されないよう十分に配慮しながら、必要かつ相当と認められる方法でこれを行うものとする。

(調査結果に基づく措置)

第5条 調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、区は当該事業者に対し、速やかに法令に基づく措置、その他適切な措置を講じるものとする。

(通報者への通知)

第6条 第4条に定める調査を開始したとき、調査が完了したとき及び前条に定める措置を講じたときは、区は公益通報者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。